

# マンション建築主の氏名等を変更する場合 の変更手続きについて

マンション環境性能表示制度について、建築主の氏名等に変更が生じても、マンション環境性能表示届出書（マ届）の提出によって変更内容の確認が可能である場合には、特定建築主等氏名変更届出書（主変更届）の提出を不要とする

建築物環境計画書 提出

この間に次の事項を変更した場合  
の手続き

- 特定マンション建築主の氏名や住所
- 特定マンションの名称や所在地

マンション環境性能表示届出書 提出

従前

マ届

+

主変更届

今後

マ届

〔主変更届の  
提出は不要〕